例えばこんなトラブルで 困っていませんか？

H25.3 月号

《相談内容》

先月入居したマンションに「電気給湯器の手入れ方法の説明をする」と業者が来た。管理会社の関係業者と思い説明を聞いた。年３回手入れが必要で，面倒なものだった。しかし，浄水器をつければ手入れはしなくてよいと説明され，３５万円の浄水器を契約して取り付けた。後で電気給湯器の取扱説明書を見ると，手入れは１，２年に１回くらいしか必要ないようだった。確認のために管理会社に電話すると，全く無関係の業者と言われた。解約したい。（30 歳代　女性）

《アドバイス》

相談者には，クーリング・オフの手続きについて説明しました。クーリング・オフすれば機器が取り付けられていても，契約を無条件で解除でき，取り外しに係る費用も業者が負担することを説明しました。手入れの説明や点検などを口実に管理会社の関係業者を装って訪問する業者もいます。事前に何の連絡もなく訪問してきて「手入れ方法の説明をする」「点検に来た」と言う業者には注意してください。相手の身元と用件をよく確認し，必要が無いと思えば玄関から中に入れないようにしましょう。業者の話を聞くことになり，商品の購入を勧誘されても，その場ですぐ契約するのではなく，家族に相談したり，管理会社に確認をするためにいったん帰ってもらうのがよいでしょう。もし契約しても，訪問販売の場合，契約書を受け取ってから８日間はクーリング・オフできます。また，訪問してきた業者に帰るように求めても帰らなかったり，うその説明を受けて契約した場合などは，消費者契約法により，契約を取り消すことも考えられます。

トラブルになったと思ったら早めにお住まいの市町や県の消費生活相談窓口に相談してください。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行

「くらしのフレッシュ便」平成 25 年３月号